

○厚木市廃棄物減量等推進審議会条例

令和 6 年 3 月 18 日

条例第 6 号

(設置)

第 1 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第 5 条の 7 第 1 項の規定に基づき、厚木市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理計画に関する事項
- (2) その他一般廃棄物の減量等に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会の委員は、10 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表
- (3) 学識経験者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長等)

第 6 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員（議案に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 委員（臨時委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、廃棄物減量等主管課で処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略